

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	長谷川建設株式会社	代表者氏名	長谷川 芳信
主たる営業所の所在地	名古屋市南区豊1-32-22		
許可番号	愛知県知事許可（般-21）第20372号	許可を受けている建設業の種類	土、と、鋼、塗

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	平成26年8月26日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分の内容			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 社内、施工現場及び下請業者の労働環境における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。 (3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を引き続き遵守すること。 (4) 職員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に実行すること。			
2 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
平成25年11月19日、三重県員弁郡東員町長深地先の東海環状東員IC橋鋼上部工事において、労働者に橋桁上部の架設通路上において手すり組立作業を行わせるに当たり、同箇所は地上からの高さが約13.5メートルあって開口部があったため、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、囲い等を設けることが著しく困難であったのであるから、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないのに、同措置を講じないまま同作業を行わせ、もって労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するため必要な措置を講じなかった。このことが、労働安全衛生法に違反し、平成26年5月30日に桑名簡易裁判所より、法人及び現場責任者がそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。これは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項			
三重労働局からの通報			